

石狩市市内飲食店緊急応援事業実施要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やイベント・宴席の中止などにより、多大な影響を受けている飲食業界を対象とし、店舗の感染防止の意識向上と資金繰りの改善及び消費者の利用促進を目的とする。

2. 事業名 石狩市市内飲食店緊急応援事業

3. 主催 石狩市飲食店応援事業実行委員会

4. 構成団体 石狩商工会議所・石狩北商工会

5. 事業概要

- ・飲食券名称：いしかり飲食店応援チケット
- ・発行数：10,000枚（発行総額7,000万円）
- ・販売金額：1枚7,000円分の飲食券を5,000円で販売
- ・プレミアム率：40%（石狩市全額負担）
- ・商品券の種類：1,000円券のみ。（1枚1,000円×7枚）
- ・販売方法：参加店舗が顧客へ直接販売する
- ・販売場所：当事業参加店舗
- ・使用可能店舗：飲食券を発行（販売）した店舗において、使用期間内に限り使用可能。
- ・参加負担金：無料
- ・配布枚数：1店舗につき100枚、50席以上の店舗は300枚配布。
販売期間内に完売できなかった場合は事務局へ返却する。
※参加店舗数により配布枚数を変更する場合があります。
- ・事業実施期間等
参加申込 令和2年7月8日(水)一次締切。
以降の受付分はチラシに掲載できません。
最終申込締切は令和2年7月20日(月)
販売期間 令和2年7月23日(木)から令和2年10月31日(土)まで(予定)
使用期間 令和2年7月23日(木)から令和2年10月31日(土)まで(予定)
換金期間 令和2年8月3日(月)から令和2年11月30日(月)まで(予定)

6. 販売対象者：参加店を利用する方。お一人様1店舗につき5枚まで。

7. 参加対象事業所

(1) 石狩市内に店舗を構え営業し、店内で飲食を提供していること。（コンビニ等のイートインを除く。）

対象事業所は、日本産業分類による飲食店とする。

食堂、レストラン、専門料理店（日本料理店、中華料理店、焼肉店、その他の専門店）、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼、焼きそば・たこ焼店）

※ご不明な場合は、事務局へお問合せ下さい。

8. 参加店の責務

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 飲食券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する販売ツール（参加店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 確認用として配布する見本券は、飲食券を取り扱う従業員等に周知すること。

- (3) 利用者が使用される飲食券について、受け取って問題ないかの確認をすること。
なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、飲食券の受け取りを拒否すること。
- (4) 著しく破損・汚損している飲食券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 飲食券に既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否すること。
- (6) 飲食券の交換及び売買は行わないこと。
- (7) 飲食券は使用期間中における飲食の提供、サービスの提供等の取引にのみ使用可能とすること。
- (8) 「北海道スタイル」安全宣言の取組みを実践し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「7つの習慣化」に取り組んでいること。

「7つの習慣化」

- ① スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 - ② スタッフの健康管理を徹底します。
 - ③ 施設内の定期的な換気を行います。
 - ④ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
 - ⑤ 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ⑥ お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 - ⑦ 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。(感染対策の可視化(見える化))
- (9) お客様の来店時における手指のアルコール消毒の励行を呼びかけること。
 - (10) 北海道が実施する「北海道コロナ通知システム」に登録しQRコードを掲示すること。
 - (11) 当事業実施要綱及び別紙誓約書の事項を遵守すること。

9. 販売方法

当事業参加店が、飲食券を購入希望者に直接販売するものとする。この飲食券は、購入した店舗でのみ使用可能。購入当日の利用も可能とする。詳細は、参加登録申請者へ改めてご案内します。

《手順》

- ① 飲食券の所定の位置(1枚につき8ヶ所)すべてにゴム印(店舗印)を押印し、販売用飲食券を準備する。
- ② 参加店(販売店)が購入希望者へ1枚5,000円(額面7,000円)で直接飲食券を販売する。販売時に飲食券最下部の「販売管理用」部分を切り取り店舗の控えとし、飲食券部分を購入者へ渡す。「販売管理用」部分はプレミアム換金用として保管管理する。

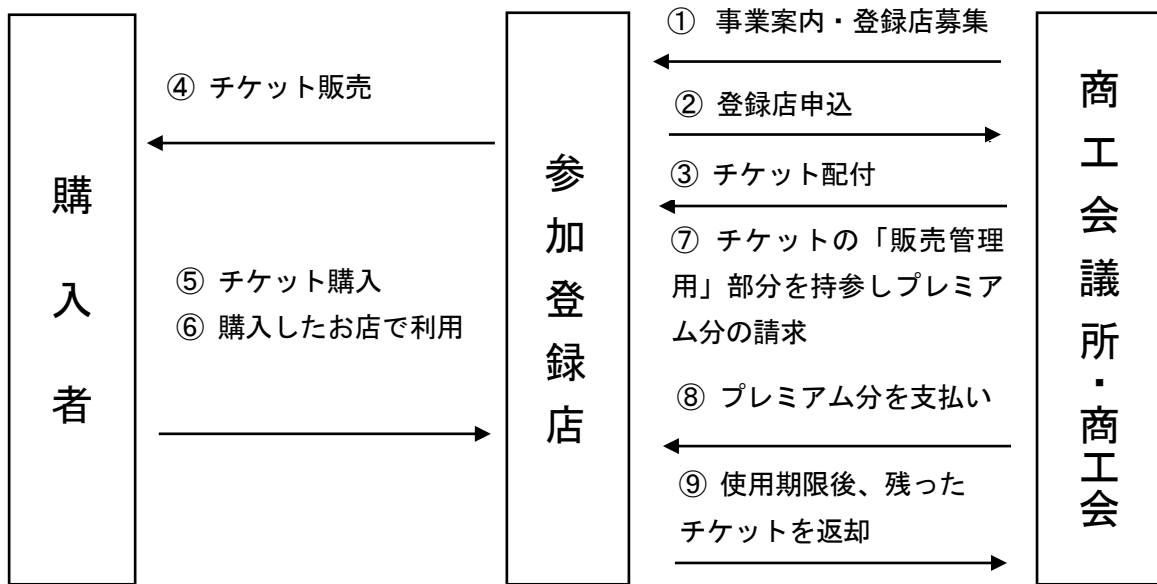
10. プレミアム換金方法

- (1) 販売時に切り取った店舗控えの「販売管理用」と換金請求書を事務局へ提出し、後日、振込にて支払う。(プレミアム分2,000円×「販売管理用」枚数)
- (2) 換金場所は、石狩商工会議所・石狩北商工会とする。月2回振込の予定。

11. その他

- (1) 飲食券発行者(販売店)と購入者間との契約になります。当実行委員会は、主に飲食券の制作・配布、プレミアム分の換金のほか広報活動を行います。飲食券の販売・利用に係るあらゆるトラブルについて一切責任を負いません。
- (2) 市広報誌、新聞記事掲載、チラシ折込、フリーペーパー、会報等でPRを行う。
- (3) 当事業終了後に参加者のアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

■事業の流れ



■飲食券（チケット）のイメージ、取扱いについて

チケット1枚（1,000円×7枚）

いしかり飲食店応援チケット ¥7,000 販売額¥5,000 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
いしかり飲食店応援チケット ¥1,000 発行店 ゴム印 有効期間 令和2年7月23日～令和2年10月31日
<販売管理用> 参加店 ゴム印

飲食券の取扱いについて

券裏面記載事項

- この飲食券は、石狩市内の参加店である券表面の発行者（販売店）での飲食以外はご利用できません。
- この飲食券は、現金とお引換えいたしません。また、釣銭のお返しもいたしません。
- この飲食券は、有効期間内に限りご利用いただけます。
- この飲食券は、次の事項についてはご利用できません。
 - （1）商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカード・タバコなどのお支払い
 - （2）飲食券の交換または売買、金融機関への預け入れ
 - （3）著しく破損・汚損している飲食券は、受け取りを拒否することがあります。
- この飲食券に発行者（販売店）印・番号が無いもの、コピーされたものは無効です。
- この飲食券の、盗難、紛失または焼失などに対しては、発行者はその責を負いません。
- この飲食券は発行者（販売店）と購入者間での契約となります。主催である実行委員会は、飲食券の販売・利用に係るトラブルについては、一切の責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

※全体のサイズ 27 cm × 12 cm

1枚の券のサイズ 3 cm × 12 cm